

2 令和7年度 石垣市立富野小中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題対応の基本的認識

「いじめは相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為である。」

2 「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法 H25 年定義）

3 「いじめ」に対する基本姿勢

- （1）いじめは絶対に許されない犯罪行為であるという強い認識に立つ
- （2）いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行う
- （3）いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題である
- （4）いじめ問題をいじめ「重大事態」に発展させない
- （5）学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要。

4 校内いじめ対応組織の設置

- （1）「富野小中学校いじめ対応組織」は校内委員会の中に設置し、必要に応じて学校長の方針の下、教頭が主催し「いじめの未然防止」、「早期発見」、「事実確認」、「事案への対処等」教頭、生徒指導主事を中心に協働的な指導、相談体制を構築する。

※組織図は図1、図2を参照

- （2）「富野小中学校いじめ対応組織」構成メンバー

学校長、教頭、特別支援コーディネーター（小中）、生徒指導主事（小中）学級担任、教育相談担当（小中）、養護教諭、スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

※構成メンバーは「いじめ事案」の内容によって変更になる場合があります。

- （3）「富野小中学校いじめ対応組織」の役割

- ① 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成

ア いじめアンケートや教育相談週間、道徳科や学級活動等におけるいじめ防止の取組などの作成。

イ 校内研修の企画・実施

- ② いじめの相談・通報の窓口

ア 複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有する。教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせずに、進んで報告・相談できるように環境を整備する。

- ③ いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な

共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携に係る対応。

- ④ 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクル（生徒指導マネジメント）で検証を行う役割。

- ⑤ いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体となる。

- （4）「富野小中学校いじめ対応組織」の具体的な内容

- ① いじめ防止の「石垣市立富野小中学校 いじめ防止基本方針」の策定（見直しと再構築、学校評価への対応、HP 等での公表）※「行動計画」として位置付ける。

- ② いじめ事案への対応（解決、解消に向けた対応及び「重大事態」に発展させない対応等）や指導方針等の協議
- ③ いじめの認定といじめ発見のための調査
- ④ 「チーム学校」としての関係機関との連携
- ⑤ 保護者への対応等
- ⑥ いじめを許さない学校づくり いじめの早期発見・早期対応
- ⑦ いじめの事実を正確に伝える。
- ⑧ 本人を守るという姿勢。
- ⑨ 教職員へいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

5 いじめ防止のための校内体制

（１）未然防止(生徒指導提要・)

① いじめを許さない「魅力的な学校」づくり

- ア いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- イ 未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ウ 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- エ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- オ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- カ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- キ 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努める。
- ク いじめを許さない雰囲気醸成する取組の充実いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努める。
- ケ いじめている児童生徒に対しては、毅然とした指導を行う。
- コ いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- サ いじめが解決（少なくとも３ヶ月を目安）したと見られる場合でも、教職員は継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

（２）早期発見・早期対応（いじめに関する情報収集及び実態把握の方法）

（３）教職員間の共通理解・情報連携（普段からの同僚性・協働性）

- ① 校内委員会（生徒指導委員会、終礼、職員会議、子ども支援会議）において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- ② 小中部会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- ③ 校内委員会（生徒指導委員会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- ④ 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- ⑤ 部活動顧問から情報の提供を受ける。
- ⑥ 生活実態調査（いじめアンケート調査等）

月一回を基本として「いじめアンケート」を実施するが、いつでもＳＯＳを出せるよう、ＩＣＴを活用した日常的に「いじめ」のことを訴えられる環境を整備する。また、日頃より通報者が「しっかりと守られる」、「必ず対応してくれる」という安心感と信頼感を児童生徒、保護者の間で構築する。

- ⑦ 教育相談
- ⑧ 二者、三者保護者面談
- ⑨ 日常的な観察
- ⑩ 健康観察簿

(3) 学校でのいじめの様態

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- ⑨ 性的ないたづらをされる。

(4) 地域からの情報

- ① 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- ② 登下校中に一人の子が仲間外れにされている。
- ③ 道端や公民館などで、一人ぼつんとしている。
- ④ 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

6 いじめの判断について

- (1) いじめに関する情報収集及び実態把握を毎週月曜日の 16：20～16：45 に行う。

→気になる事案に関して詳細な調査を実施する（関係児童生徒からの聞き取り、再アンケート調査等）→調査等を踏まえ、組織としていじめか否かを判断する。

(2) いじめ事案への早期対応（いじめの被害者への対応）

- ① いじめられた児童生徒の側に立った親身な対応（大人が子どもに伝える 3 つのこと）

ア「いじめは絶対に許されない行為である」

イ「いじめられている子どもを守る」

ウ「決して自らの命を絶ってはいけない」

(3) 教師の対応

- ① 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め、安心感を与える。
- ② 学校長や教頭や生徒指導主事、教育相談担当、「校内いじめ対策委員会」に即報告する。※いじめの疑いであっても報告する。
- ③ 被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。※「**重大事態**」に**発展させない**
- ④ 被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ⑤ 学校生活の中で係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ⑥ 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- ⑦ 家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとと

もに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。

- ⑧ 加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

(4) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースとして、一般的には、次のような状況が考えられる。

- ① 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- ② 閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③ 被害と加害が錯綜しているケース
- ④ 教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤ いじめの起きた学級が学級崩壊的状況にある場合
- ⑥ いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ⑧ 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

(5) このようなケースについては、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。ケース会議においては、

- ① アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行い、
- ② アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行います。ケース会議後に、
- ③ 被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、
- ④ 指導・援助プランを実施し、
- ⑤ モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う。
- ⑥ その際、特に、アセスメントに基づくプランの策定と実施、解消に向けての明確な目標設定、対応に関する被害児童生徒本人及び保護者の同意の確認、などに留意することが必要。
- ⑦ 問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること、及び関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要。
- ⑧ いじめが認知された後の対応として教育委員会等への報告、及び⑦情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行うことも不可。

(5) 好ましくない対応・考え方

- ① いじめの存在に気づかない

ア「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。

イ「いじめられているようには見えなかった（楽しそうにしていた）」等。

- ② いじめの深刻さに気づかない

ア「いじめに耐えることも必要」・「いじめられる方にも問題がある」という考え方。

イ「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方 等。

- ③ 否定認識や不用意な発言

ア「やられたらやり返さない」

イ「反抗できない方が悪い」

ウ「負けるな、頑張れ、いい試練だ」

- ④「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言 ・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
ア「被害者保護優先」を無視した発言
イ 自己防衛的な発言
ウ 被害者の「痛み」に共感を示さない発言 ・具体性のない発言 等。

⑤ 不適切な対応

- ア 十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
イ 本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。
ウ 日時、話し合いのルール等を定めない。
エ どちらの言い分が正しいかを決めつける。
オ 教師が裁判官的な立場で対応する。

⑥ 外部の情報等を活用しない

- ア「密室」の対応になっている。
イ いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

(6) 家庭でのお願い

① いじめられている事実が判明した場合の対応

- ア 家庭における「子どもの居場所」の確保をお願いします。
イ 不安を除去し、安全の確保に努めることをお願いします。
ウ「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送ることをお願いします
エ 学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝えてい ただけるようお願いします。
オ ひどいいじめの場合は、学校を休ませることも必要な場合もあります。
カ 自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

キ 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自死をほのめかすサイン）

- ・死につながるような発言はないか？
- ・自死に関するニュース等に対し同情する発言はないか？
- ・眠れない様子はないか？
- ・死を賛美する言動はないか？

(7) いじめの加害者への対応

いじめは「人権侵害行為」である「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導。

(8) 基本的な姿勢

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

(9) 教師の対応（一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する）

- ① いじめを完全にやめさせるという姿勢で臨む。
② いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
③ いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。
・何があったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。
④ 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
⑤ 相手に与えた苦しみ、痛み気づかせる。

- ⑥ 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- ⑦ 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- ⑧ 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- ⑨ 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

(10) 好ましい対応のポイント

- ① 事実はしっかり認めさせる
- ② 決して言い逃れはさせない
- ③ きちんと謝罪をさせる
- ④ それ以上罰しない
- ⑤ 今まで以上に関わりをもつ

(11) 好ましくない対応

- ① 権威的な指導
 - ア 学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難する。
 - イ 体罰を行う。
 - ウ 子どもの人格を否定するような発言をする。
 - エ 命令口調で対応する。
 - ウ 過去を引き合いに出す。
 - エ 追い詰めたり、問い詰めたりする。
 - オ 兄弟姉妹と比較する。
- ② 基本認識を誤った指導
 - ア 何もかも「いじめ」と決めつける。
 - イ 教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

(12) 保護者への対応

- ① 保護者の心情を理解する
- ② 保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等、保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
- ④ 子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- ⑤ 事実関係は正確に伝える
- ⑥ 発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話はしない。
- ⑦ 問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ⑧ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
- ⑨ 被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- ⑩ 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
- ⑪ 子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する

(13) 家庭へお願いすること

- ① 両親が一緒に叱責しない
- ② それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- ③ 事実を聞き出す
 - ・どんな行動をしたのか？ ・その結果どうなったのか？
- ④ 徹底的にいじめを否定する

- ・「いじめは絶対に許されない行為である、私も許さない」
 - ・「いじめられた子は苦しんでいる」
 - ・「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- ⑤ きちんと謝罪する
- ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う
 - ・今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

(14) いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気醸成について

(1) いじめはみんなの問題

- ① はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- ② 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあること に気づかせる。

(2) 見て見ぬふりの児童生徒

- ① いじめは他人事でないことを理解させる。
- ② いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ③ 傍観は、いじめの行為への加担と同じであることに気づかせる。

(15) 学級全体への指導→問題解決能力の育成>

- ① 「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- ② いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- ③ 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- ④ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ⑤ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ⑦ 授業における「生徒指導の4つのポイント」の実践、道徳教育の充実を図る。
- ⑧ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ⑨ 「魅力ある学校づくり」に向け、児童生徒による自治的な活動を展開し、学校、学級の支持的風土を醸成するとともに、連帯感を高める。
- ⑩ 児童生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

7 日々の教育活動において「魅力ある学校づくり」に努める

- (1) 「チームとしての学校」の視点から、教職員と専門知識等を持つ各種支援員等との連携協働に努める。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
- (3) 児童生徒の自己指導能力の育成に努める。(特別支援教育の視点も踏まえる)
 - ① 自己存在感の感受 ② 共感的な人間関係の育成
 - ③ 自己決定の場の提供 ④ 安全・安心な風土の醸成
- (4) 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実に努める。
- (5) 「富野小中学校いじめ対応組織」を軸とした、いじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対応の取組の充実に努める。
- (6) 警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し、事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見、早期対応に向けた取組の充実に努める。

8 いじめの「重大事態」の理解

- (1) 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。), 「いじめにより当該学校に在籍す

る児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める
とき」(同項第 2 号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事
態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」
が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。
(重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響)

重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化し
た結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対
応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可
能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、
学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

(重大事態の範囲)

誤った重大事態の判断を行った事例等

- ①明らかにいじめにより心身に重大な被害(骨折、脳震盪という被害)が生じており、
生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が 30 日に満たないため
不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態
が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設
置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなければならなかった。
- ②不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間 30 日であることを目安としている。しか
しながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席して
いるような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断によ
り、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、
欠席日数が厳密に 30 日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始し
ない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば当該児
童生徒の回復が見込めたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難
となってしまった。
- ③不登校重大事態は、いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ
ている疑いがあると認めるとき」と規定されている。高等学校や私立の小中学校等
におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学した場合又はいじめの事案で被
害児童生徒が転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたと
いうことであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適
切に対応を行う必要がある。この点、児童生徒が欠席していないことから、不登校
重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとら
れることのないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学
校担当部局は指導を行うこと。

(重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じること)

- ④被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあ
ったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という
言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるい
は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告
・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて
重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態では
ないとは断言できないことに留意する。(不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応)
- ⑤学校の設置者及び学校は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成 22
年 3 月 文部科学省)及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成 21 年 3 月 文
部科学省)第 5 章や、各地方公共団体において作成しているマニュアル等を参照し、組

織体制を整備して対応すること。

9 重大事態の発生報告

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態「1号重大事態」）※例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合等
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態「2号重大事態」）※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- ③児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ④設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

(2) 発生報告の趣旨

学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。

- ①学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生を報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。
- ②重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。
- ③支援体制の整備のための相談・連携：必要に応じて、公立学校の場合、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。

10 ネットいじめ・SNS等での誹謗中傷等への対応

(1) 第一段階（電話相談）

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 警察相談専用電話 | 電話 #9110 |
| ② sorae(ソラエ) ※平日のみ | 電話 098-943-5335 |
| ③ 子どもの人権110番 | 電話 0120-007-110 |

(2) 第二段階（削除等の対応方法及び相談）

- ①「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃ SNS じゃない!）」
- ②インターネットホットラインセンター
- ③ネットの誹謗中傷ホットライン

11 いじめ防止対策年間指導計画

- | | |
|----|--------------------------------|
| 4月 | ・学校いじめ防止基本方針の共通理解〔職員会議〕 |
| | ・学級での支持的風土づくり、人間関係づくり〔学級活動〕 |
| | ・保護者、地域へのいじめ防止基本方針の共通理解〔PTA総会〕 |
| | ・いじめアンケート |

- 5月
 - ・教育相談の実施
 - ・行事等を通した（遠足・運動会に向けて）人間関係づくり
 - ・いじめアンケート
- 6月
 - ・いじめアンケートの実施と共通理解
 - ・いじめアンケート
- 7月
 - ・学校評価アンケートの実施（児童生徒・保護者の声）
 - ・いじめアンケート
- 8月
 - ・学校評価アンケートの共通理解
 - ・いじめ防止に向けた校内研修会
- 9月
 - ・教育相談の実施
 - ・行事等を通した（小・中体連に向けて）人間関係づくり
 - ・いじめアンケート
- 10月
 - ・いじめアンケートの実施
- 11月
 - ・学級での話し合い活動〔学級活動〕
 - ・学校評価アンケートの実施（児童生徒・保護者の声）
 - ・いじめアンケート
- 12月
 - ・学校評価アンケートの共通理解
 - ・人権週間（人権、エイズ集会）
 - ・学校いじめ防止基本方針についての職員アンケート
 - ・いじめアンケート
- 1月
 - ・教育相談の実施
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ・いじめアンケート
- 2月
 - ・いじめアンケートの実施
- 3月
 - ・学校いじめ防止基本方針の改訂版の策定
 - ・いじめアンケート

※「いじめアンケート」は小・中ともに「学校生活アンケート」を活用する。